



身近な区政

選挙

問合先 選挙管理委員会事務局
☎ 5744-1464

●投票できる方

選挙権があって選挙人名簿に登録されている方です。

▽選挙権がある方

- ①日本国民で満18歳以上の方
- ②地方公共団体の議会の議員及び長の選挙においては、
①の要件に加え同一市区町村に3か月以上住んでいる方

▽選挙人名簿への登録

毎年3月、6月、9月、12月の各月1日現在、選挙権のある方で引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方及び引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方で転出した日後4か月を経過していない方を登録します。このほか、選挙があるときはその都度登録します。

●期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャーなどの予定がある方は、前もって期日前投票所で投票することができます。

●不在者投票

仕事や旅行などで区外に滞在予定の方は、区選挙管理委員会に投票用紙等を請求すると滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳(戦傷病者手帳)をお持ちで障がいの程度が一定の条件に該当する方や、介護保険被保険者証をお持ちで要介護5の方は、郵便等による投票ができます。制度を利用するには「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

●病院、老人ホームなどでの不在者投票

指定を受けた施設に入院・入所している方は、当該施設内で不在者投票ができます。

●在外選挙制度

海外に居住する方が国政選挙の際に投票できる制度です。投票するためには在外選挙人名簿への登録申請が必要です。申請方法には、出国時に選挙管理委員会申請する方法と、海外での住所を管轄する在外公館(大使館・領事館)で申請する方法があります。

区議会

問合先 議会事務局
☎ 5744-1474 ☎ 5744-1541

●本会議・委員会の傍聴

▽本会議(予算・決算特別委員会を含む)

当日、傍聴受付(本庁舎11階)で傍聴券をお渡しします。定員は76名、車いす用スペースや親子席もあります。

▽委員会(予算・決算特別委員会を除く)

当日、議会事務局窓口(本庁舎10階)までお越しください。

※聴覚などに障がいがある方に、手話通訳者の配置やFM補聴のご利用が可能です。詳細はお問い合わせください。

●請願・陳情

区政に要望のある方は、区議会に対して請願書、陳情書を提出することができます。いずれも、一定の要件が必要です。請願には紹介議員が必要です。議員の紹介がない場合は、陳情となります。受付は、議会事務局窓口(本庁舎10階)で行っています。

●「区議会だより」の発行

本会議を中心とした議会活動の様子をお知らせしています。定例会、臨時会ごとに発行し、日刊6紙(朝日、産経、東京、日本経済、毎日、読売)の朝刊に折り込んでお届けするほか、本庁舎、特別出張所、区立図書館、駅に置いてある広報スタンドなどでお配りしています。また、本会議・委員会の記録はホームページ、区政情報コーナー、区立図書館(本会議録のみ)でご覧になれます。

●区議会ホームページ

議会の予定、本会議・委員会の録画中継や記録、請願・陳情の審査結果などがご覧になれます。

●議会中継

本会議及び予算・決算特別委員会を、動画共有サイトYouTube内の大田区議会チャンネルでライブ及び録画配信を行っているほか、区役所本庁舎1階ロビーでライブ映像を放映しています。



広報

広報活動

問合先 広報広報課広報・シティプロモーション担当

☎5744-1132 ☎5744-1503

●大田区報

区政の最新情報やイベント情報などをお知らせする区の広報紙です。毎月1・11・21日が発行日です。1日号は区内全世帯へお届けしています。11・21日号は日刊6紙(朝日、産経、東京、日経、毎日、読売)の朝刊に折り込んで、お届けしています。特別出張所、図書館などの主な区施設と区内各駅に設置している広報スタンド、区内公衆浴場、セブン-イレブンでも配布しています。

次の要件を全て満たし、希望する方に、11・21日号を配送します。申し込みは問合先へ電話かFAXかほか

- ・区内在住である。
- ・新聞を購読していない。
- ・インターネットなどで区報を閲覧することができない。
- ・外出が困難である。

また、スマートフォンやタブレットの無料アプリ「マチイロ」でもご覧いただけます。視覚障がいのある方のために「声の区報(CD版)」を貸し出しています。(➡94P)



●大田区広報番組

ケーブルテレビで放映しています。

大田区公式チャンネル(YouTube)でも視聴できます。

▽区内のケーブルテレビ

- ・第二京浜国道より東側
→ (株)ジェイコム東京大田局
☎0120-999-000
- ・第二京浜国道より西側
→ イッツ・コミュニケーションズ(株)
☎0120-109-199

●大田区ホームページ

区政の最新情報や施設案内、窓口での手続き、イベント情報などを紹介しています。

●大田区LINE公式アカウント

災害時の緊急情報をはじめ、区からの大切なお知らせを発信しています。

アカウント名：大田区 ID：@otacity

●大田区公式X

災害発生時の緊急情報を発信するとともに、平常時には区政情報やまちかど情報など、区内の旬の情報を発信しています。

アカウント名：@city_ota

●デジタルサイネージ(電子看板)

平常時には区政情報や民間事業者の広告の放映を行っています。また、災害時には防災情報の一斉発信も行います。

区役所本庁舎1階、大田区総合体育館、大田区民ホール(アプリコ)、大田区産業プラザPiO、特別出張所の計22か所に設置しています。

●大田区公式チャンネル(YouTube)

区の広報番組「シティーニュースおおた」を中心に、区政情報や区内のできごとなどの動画を動画共有サイト(YouTube)で発信しています。

アカウント名：cityota

●UniqueOta/ユニークおおた

区の認知度の向上、地域経済の活性化等を目指すためにシティプロモーション活動に取り組んでいます。

“他にはない、大田区ならではのユニークな場所と出会えるまち”の意味が込められたブランドメッセージ「UniqueOta/ユニークおおた」を掲げて活動しています。

大田区ならではの魅力を発信していますので、ぜひご覧ください！

- ・大田区シティプロモーションサイト



- ・SNSでも情報発信中

X アカウント名：@Unique_Ota
Instagram アカウント名：@unique_ota
Facebook アカウント名：@otacp.uniqueota



請求

直接請求、監査請求

●直接請求

▽条例の制定、改廃

問合先 選挙管理委員会事務局 ☎5744-1464

選挙人名簿登録者数の50分の1以上の者が連署した署名簿を添えて区長に提出します。

▽事務監査

問合先 監査事務局 ☎5744-1467

選挙権のある区民の50分の1以上で連署した署名簿を添えて監査委員に提出します。

▽議会の解散、議員・区長の解職

問合先 選挙管理委員会事務局 ☎5744-1464

選挙人名簿登録者数から40万を除いた数の6分の1に40万の3分の1を加えた数以上の者が連署した署名簿を添えて選挙管理委員会に請求すると、選挙人による解散、解職の可否を問う投票が行われます。過半数の同意があると解散、解職します。

●監査請求

▽住民監査請求と住民訴訟

問合先 監査事務局 ☎5744-1467

区民は、区長や教育委員会等またはその職員が財務会計上の違法または不当な事務処理を行っているとき、これを証する書面を添えて監査委員に監査を請求することができます。

その結果に不服があるときは、さらに裁判所に提訴すること(住民訴訟)ができます。

公文書開示請求

問合先 総務課内部統制・情報セキュリティ担当

☎5744-1150

区が保有している公文書を開示します。請求は各課で受け付けています。請求できるのは区内在住、在勤、在学の方、区内に事務所、事業所を有する個人及び法人、区の事務事業に利害関係のある方です。個人に関する情報などで開示できない情報や法令などで開示することができない公文書もあります。

保有個人情報開示等請求

問合先 総務課内部統制・情報セキュリティ担当

☎5744-1150

区に自分の個人情報が記録されている方は、保有個人情報の開示などを求めることができます。請求は各課で受け付けています。法令等の定めや区の適正な業務の執行に著しい支障が生じるおそれがある場合などで開示に応じられないことがあります。

